

# 令和 8 年度 瑞穂町 監査計画

瑞穂町 監査委員

# 令和 8 年度 瑞穂町 監査計画

令和 8 年 4 月 1 日  
瑞穂町 監査委員

令和 8 年度の定期監査、決算審査、例月出納検査、基金運用審査及び健全化判断比率等審査等は、次の方針等に基づき実施する。

## 1 基本方針

監査委員は、地方自治法により設置された独立の執行機関として、町の事務の管理及び執行等について、法令に適合し、正確で経済的、効率的かつ効果的な実施を確保し、もって住民の福祉の増進に資するため、地方自治法第 199 条及び瑞穂町監査基準に基づいた監査を実施するものとする。

## 2 実施方法

### (1) 定期的に行う監査

#### ①定期監査(地方自治法第 199 条第 4 項)

定期監査は、町の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかを主眼として毎年度 1 回以上実施する。

#### 【着眼点】

合規制：法令に適合しているか

正確性：正確であるか

経済性・効率性・有効性：最少の経費で最大の効果を挙げているか

合理性：組織及び運営の合理化に努めているか

#### ②決算審査(地方自治法第 233 条第 2 項・地方公営企業法第 30 条第 2 項)

決算審査は、町長からの審査依頼に基づき、決算その他の関係諸表の計数の正確性を検証するとともに、予算の執行または事務の経営が適正かつ効率的に行われているかを主眼として毎年度実施する。

#### 【着眼点】

合規制：法令に適合しているか

正確性：正確であるか

#### ③例月出納検査(地方自治法第 235 条の 2 第 1 項)

例月出納検査は、毎月の現金の出納の計数および現在高の正確性を検証するとともに、現金の出納事務が適正に行われているかを主眼として毎月実施する。

例月出納検査の対象となる範囲は、会計管理者の権限に属する現金の出納である。従って、例月出納検査の内容は、会計管理者から提出された各種の検査資料に基づき、計数を詳細に調査し、現金管理の状況を的確に把握するとともに、会計帳簿と現金残高を確実に確認する。

なお、例月出納検査の内容について予算執行課の説明を求める必要が生じた場合は、会計管理者を通じて例月出納検査実施日に関係職員の出席を求めるものとする。

**【着眼点】**

正確性：正確であるか

**④基金運用審査（地方自治法第241条第5項）**

基金運用審査は、町長からの審査依頼に基づき、基金の運用状況を示す書類の計数の正確性を検証するとともに、基金の運用がその目的に沿って、適正かつ効率的に行われているかを主眼として、毎年度実施する。

**【着眼点】**

正確性：正確であるか

安全性・効率性：基金の運用が確実かつ効率的に行われているか

**⑤健全化判断比率等審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項）**

健全化判断比率等審査は、町長からの審査依頼に基づき、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）に基づき算定された健全化判断比率（実質赤字比率・連結実質赤字比率・実質公債費比率・将来負担比率）、公営企業会計決算における資金不足比率について、それらの計数の算出過程に誤りがないか、適正な算定要素が用いられているか、資料が適正に作成されているか、確実な数値を用いて算出されているか等を主眼として、毎年度実施する。

**【着眼点】**

合規制：法令に適合しているか

正確性：正確であるか

**（2）必要に応じて行う監査**

**①行政監査（地方自治法第199条第2項）**

行政監査は、監査委員が必要と認めるとき、町の事務の執行が、法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかを主眼として実施する。

**【着眼点】**

合規制：法令に適合しているか

正確性：正確であるか

経済性・効率性・有効性：最小の経費で最大の効果を挙げているか

合理性：組織及び運営の合理化に努めているか

## ②随時監査(地方自治法第199条第5項)

随時監査は、監査委員が必要と認めるとき、町の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、定期監査に準じて実施する。

### 【着眼点】

合規制：法令に適合しているか

正確性：正確であるか

経済性・効率性・有効性：最少の経費で最大の効果を挙げているか

合理性：組織及び運営の合理化に努めているか

## ③財政援助団体等監査(地方自治法第199条第7項)

財政援助団体等監査は、監査委員が必要と認めるとき、又は、町長の要求に基づき、町が財政的援助を行っている補助金交付団体、出資団体、公の施設の指定管理者等に対し、当該財政的援助等にかかる出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているかを主眼として実施する。併せて、所管の当該団体に対する指導監督が適切に行われているかについても留意して実施する。

### 【着眼点】

合目的制：当該財政的援助等の目的に沿って行われているか

## 3 監査等の実施結果の処理

### (1) 行政監査、定期監査、随時監査及び財政援助団体等監査

#### ①監査等の結果報告及び公表

監査の結果については、議会及び町長等に報告する。

#### ②意見

組織及び運営に関し、合理性または効率性に欠ける点があった場合、その改善について町長に対し意見書を提出する。

#### ③措置状況の調査

公表等のうち、指摘事項のあるものについては、別に定めるところにより、その措置状況を調査する。

### (2) 例月出納検査

例月出納検査の結果については、議会及び町長に報告する。

### (3) 決算審査、基金運用審査及び健全化判断比率等審査

決算審査、基金運用審査及び健全化判断比率等審査の結果については、町長に意見書を提出する。

## 4 令和8年度瑞穂町月別監査等実施計画

監査の実施時期は、別表1の「令和8年度瑞穂町月別監査等実施計画」のとおりとする。ただし、やむを得ない事由があるときは、これを変更できるものとする。

※この計画に記載のない事項については、監査委員の協議により決定する。

## 5 監査等の種類と根拠法令

別表2のとおり。

別表 1

## 令和 8 年度瑞穂町月別監査等実施計画

区分 月別	監査の種別・対象・実施期日				
	例月出納検査	決算審査	財政健全化 等審査	定期監査	研修等事業
4月	23日(木)				
5月	20日(水)				
6月	25日(木)				西郡町村監査委員連合会 定期総会
7月	22日(水)	22日(水)午後 23日(木) 24日(金)の 2.5日間 一般会計、 8特別会計 及び下水道 事業会計	24日(金)		
8月	25日(火)				
9月	29日(火)				定例会3日目(決算報告)
10月	22日(木)				27日(火) 町村監査委員全国研修会
11月	24日(火)			17日(火) 18日(水) の2日間	都市監査委員研修会(第1回)
12月	25日(金)				
1月	26日(火)				都市監査委員研修会(第2回)
2月	24日(水)				
3月	26日(金)				

※ 実施期日は、都合により変更する場合がある。

※ 例月出納検査は原則として午前9時開始。

※ 行政監査、随時監査及び財政援助団体等監査は、必要に応じて随時実施する。

別表2 監査等の種類と根拠法令

監査等の種類	根 拠 法 令
行 政 監 査	地方自治法第199条第2項
定 期 監 査	地方自治法第199条第4項
随 時 監 査	地方自治法第199条第5項
財政援助団体等監査	地方自治法第199条第7項
決 算 審 査	地方自治法第233条第2項 地方公営企業法第30条第2項
例 月 出 納 検 査	地方自治法第235条の2第1項
基 金 運 用 審 査	地方自治法第241条第5項
健全化判断比率等審査	地方公共団体の財政の健全化に関する 法律第3条第1項及び第22条第1項